

券面記載事項変更等に係る機械器具購入契約書(案)

浦添市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、券面記載事項変更等に係る機械器具及びこれに付随する保守(以下「機械器具等」という。)の購入について、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 この契約書は、機械器具等の購入について、甲及び乙が相互に協力し、信義に従い誠実にこれを履行することを目的とする。

(要項)

第2条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品名及び数量等 別紙仕様書のとおり
- (2) 契約金額 〇〇〇〇円(うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇円)
- (3) 納入期限 令和8年11月30日
- (4) 納入場所 浦添市役所市民課
- (5) 保守期間 納入の日から5年間
- (6) その他 詳細は別紙仕様書のとおり

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、浦添市契約規則第6条の定めるところによる。

(納入及び検査)

第4条 乙は、機械器具等を納入したときは、直ちに納品書その他甲が必要とする書類を添えて、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに検査を行うものとする。
- 3 甲は、前項の検査に合格したときは、その旨を乙に通知するものとする。
- 4 乙は、第2項の検査の結果、納入した機械器具等の全部又は一部が契約の内容に適合しないとされたときは、甲の指定する期間内にこれを補修し、交換し、又は不足分を納入し、再度検査を受けなければならない。この場合における費用は、乙の負担とする。
- 5 前項の場合における納入及び検査については、前各項の規定を準用する。

(納期遅延時の対応)

第5条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、契約で定める納入期限までに機械器具等を納

入できないおそれが生じたときは、直ちにその理由及び見込みを甲に書面で報告し、甲の指示を受けなければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲が必要と認めるときは、仕様書に定める機能と同等以上の機能を有する代替機を、甲の承認を得たうえで、乙の負担により手配しなければならない。

3 前項の代替機の使用に要する費用、搬入、設置、設定、撤去その他必要な費用は、乙の負担とする。

4 代替機の仕様、設置時期その他必要な事項は、甲乙協議のうえ定める。

(代金の請求及び支払い)

第6条 乙は、機械器具等の納入及び検査合格後、適法な支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を乙に支払うものとする。

(契約不適合責任)

第7条 納入された機械器具等が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲は乙に対し、代替物の納入、補修又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3 第1項の契約不適合が甲の責に帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。

4 甲は、契約不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、その契約不適合を理由として履行の追完又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(遅延賠償金)

第8条 甲又は乙が、本契約により生ずる金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し、支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償金として支払わなければならない。

2 乙の責に帰すべき事由により、納入期限内に機械器具等を納入することができないときは、甲は、乙から遅延賠償金を徴したうえで、必要があると認めるときは納入期限を延長することができる。

3 前項の遅延賠償金は、延長日数に応じて計算するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により直接かつ現実に被った通常の損害について、相手方に対して損害賠償を請求することができる。

2 前項の損害賠償請求は、検査合格の日から 60 日以内に行わなければならない。ただし、契約不適合又は保守に係るものについては、この限りでない。

3 甲又は乙の本契約の履行に関する損害賠償の累計総額は、請求原因のいかんを問わず、契約金額を限度とする。

4 次の各号のいずれかに該当する故障又は損傷については、乙は無償保証又は保守の対象外として取り扱うことができる。

(1) 取扱説明書等に反する使用又は不適切な取扱いによる場合

(2) 甲又は第三者による不当な修理又は改造による場合

(3) 火災、地震、異常電圧その他天災地変による場合

(4) その他乙の責に帰することができない事由による場合

5 前項各号に該当する場合の修理、交換その他の対応に要する費用は、甲の負担とする。

(甲の解除権)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙の責に帰すべき事由により、納入期限内又は相当期間内に機械器具等を完納する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由なく、第7条第1項の履行の追完をしないとき。

(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、既納物品の取扱いについては、甲乙協議して定めるものとする。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲がこの契約に違反し、そのため乙が機械器具等を納入することが著しく困難となったときは、契約を解除することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(協議)

第12条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じた事項については、必

要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書を 2 通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保持するものとする。

令和8年 月 日

甲 浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市

代表者 浦添市長 松本 哲治

乙 所在地 ○○○○

商号又は名称 ○○○○

代表者職氏名 ○○○○